

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会

後援名義使用承認に関する事務取扱要綱

平成 17 年 8 月 18 日 江東社協地発第 113 号
改正 平成 23 年 3 月 31 日 江東社協地発第 229 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、福祉団体、公益法人及び民間企業等（以下、「団体」という。）が主催する講演会、展示会、記念式等（以下、「行事」という。）について、主催者から後援名義の使用申請があった場合の取扱いを定めることを目的とする。

(使用承認の名義)

第 2 条 申請に対し使用承認することができる名義は、江東区社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の後援とする。

(後援名義の承認)

第 3 条 社協が後援名義の使用を承認することのできる団体は、主催団体の存在及び事業又は活動が明確で、行事遂行能力が充分であると判断されるものであり、当該団体役員その他関係者が行事主催の責任を果たし得ると認められる団体であるものとする。

2 社協が後援名義の使用を承認することのできる行事は、後援名義の使用が社協の事業又は区民福祉の向上に寄与すると認められる行事であるものとする。

3 行事が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 行事が公序良俗に反するもの、又は社会的な非難を受けるおそれのあるとき。
- (2) 行事が宗教的又は政治的色彩を有しているとき。
- (3) 行事が私的又は一部の利益を目的としているとき。
- (4) 行事が社協の事業運営に関する方針に反しているとき。
- (5) 行事が特定の対象者や一部の地域のみ範囲が限定されているとき。
- (6) 行事開催場所が公衆衛生及び災害防止について、十分な設備及び措置が講じられていないとき。

(承認の期間)

第 4 条 後援名義の承認期間は、承認を得た日から当該行事終了の日までとし、長期にわたる行事については、6 カ月を限度とする。ただし、行事の性質上やむを得ない場合は、この限りではない。

(費用の負担)

第 5 条 この申請による後援行事に係る社協の経費の負担は、原則として行わないも

のとする。

（申請手続）

第6条 後援名義の使用承認を受けようとする団体は、申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に定めるもののほか、主催団体及び行事の実施状況等の把握に必要な場合は、次の各号に掲げる書類の添付を求めることができるものとする。

（1）主催団体の設立趣旨又は活動状況がわかる資料

（2）主催団体の役員及びその他関係者の住所及び身分がわかる資料

（3）主催行事の目的、対象等その計画内容が判断できる資料

3 会長は、前2項の申請書及び添付書類を審査し、適当と認めるときは、後援名義使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 会長は、後援名義の使用を行ったときは、主催団体に対して、行事終了後に報告を求めることができるものとする。

（決裁区分）

第7条 後援名義の使用承認は、総務課において起案し、決裁区分は、事務局長決裁とする。

（届出義務）

第8条 後援名義の使用承認後において、行事計画その他当該行事に係る事項に変更のあった場合は、主催団体は、直ちに会長に届け出なければならない。

（決定の取消）

第9条 会長は、申請者が偽りその他の不正な手段で後援名義の使用承認を受けたときは、当該承認を取り消すものとする。

（委任）

第10条 この要項に定めもののほか、後援名義承認に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に後援名義の使用を承認しているものについては、この要綱により承認したものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。